

鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付要綱

制 定 令和8年1月6日付第202500234651号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則並びに花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付6林整研第204号農林水産事務次官依命通知）及び花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付7林整森第202号林野庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、花粉の少ない森林への転換促進に向けた花粉の少ない苗木等への植替えに関する取組に対し、支援を行うことにより、スギ人工林の伐採・植替え等の加速化を着実に進めることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の1の項に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の2の項に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の対象となる経費は、別表の3の項に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）とし、本補助金の額は、同表の4の項により算出された額以下とする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条例第2条第1項の「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(応募申請手続)

第4条 本補助金の交付を希望する事業実施主体は、応募申請書（様式第1号）を地方事務所長（東部農林事務所八頭事務所長、中部総合事務所長、西部総合事務所長及び西部総合事務所日野振興センター所長をいう。以下同じ。）又は森林づくり推進課長（以下「地方事務所長等」という。）に提出しなければならない。

2 前項の応募申請書には、環境負荷低減チェックシート（様式第2号）を添付するものとする。

(審査)

第5条 地方事務所長等は、前条で提出のあった応募申請書について、その内容及び補助対象経費等が別表及び別紙に定める要件を満たし、必要な書類が整っていることを審査し、予算の範囲内で本補助金の交付すべき応募を承認するものとする。

2 地方事務所長等は、応募申請書を提出した事業実施主体に対し、前項の審査結果を様式第3号により通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第6条 前条の承認を受けた事業実施主体は、別表の6の項に該当し、その承認を受けた事業計画を変更する場合は、変更承認申請書（様式第4号）を地方事務所長等に提出し、承認を受けなければ

ならない。

- 2 前項の規定は、補助事業等を廃止しようとする場合について準用する。
- 3 第5条第1項及び第2項の規定は、前2項の規定による変更等の承認について準用する。

(交付申請の時期等)

第7条 本補助金の交付申請は、補助事業の完了後に行わなければならない。

- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第5号によるものとする。
- 3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、環境負荷低減チェックシート（様式第2号）を添付するものとする。

(交付決定の時期等)

第8条 本補助金の交付決定は、規則第18条第1項の規定による交付額の確定（以下「交付額確定」という。）と併せて、同項の規定による審査等が完了した後に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、交付額確定通知と併せて様式第6号により行うものとする。

(進捗状況報告)

第9条 事業実施主体は、応募承認を受けた直近の9月30日現在において事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、10月10日までに地方事務所長等に提出しなければならない。

(提出書類の部数等)

第10条 規則及びこの要綱の規定により提出する書類は1部とし、提出先は次の表のとおりとする。

事業の主な実施場所	提出先
鳥取市、岩美郡、八頭郡	東部農林事務所八頭事務所
倉吉市、東伯郡	中部総合事務所
米子市、境港市、西伯郡	西部総合事務所
日野郡	西部総合事務所日野振興センター
県内全域	農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課

(雑則)

第11条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年1月6日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

1 対象事業	花粉の少ない森林への転換促進事業	
2 事業実施主体	林業経営体等	
3 補助対象経費	花粉の少ない森林への転換活動に対する支援に係る経費	
	区分	内容
	植替活動金	花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけに対する支援
	植替促進費	植替活動金の対象森林において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った森林所有者に対する支援
4 補助金額	定額	
	<ul style="list-style-type: none"> ・植替活動金の場合は、交付対象となる面積に応じて12万円/ha ・植替促進費の場合は次の表のとおり 	
	区分	補助金額
	① 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35万円/ha
	② ①以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合	25万円/ha
5 補助要件	1 共通（植替活動金、植替促進費）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」に該当すること。 ・森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていないスギ人工林であること。 ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を策定し、又は変更すること。 ・森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。 	
	2 植替促進費のみ	
	<ul style="list-style-type: none"> ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林の伐採が終了していること。 	
6 重要な変更	補助金額の増減	

(別紙)

花粉の少ない森林への転換促進事業の募集・承認要件

第1 要件

林業経営体等は、花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行い、森林所有者と伐採・植替え等に関する施業の委託契約等の締結、森林経営計画の作成・変更又は森林経営計画の作成・変更の斡旋を行うものとする。

第2 事業の内容

林業経営体等は、本事業への参加に必要な手続、森林所有者に対する伐採・植替え等の働きかけ及び森林所有者との委託契約等の締結（森林所有者の同意の取付け）、森林経営計画の作成・変更に必要な手続、本事業の対象となる森林の伐採、植替活動金の請求及び植替促進費の支払に必要な森林所有者の情報提供等を行うものとし、これら事業に当たっては、次の事務手続を行うものとする。

- ・本事業への参加に係る応募
- ・本事業の実施状況の報告
- ・県からの要請に基づく現地確認の立会い
- ・その他、本事業に必要な事務手続

第3 その他の要件

- ・本事業の実施に関する知見を有し、業務を的確に実施できる管理・実行能力を有すること。
- ・本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・自ら又は実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力の構成員又は過去5年以内にこれに該当したことがある者でないこと。

第4 個人情報の適切な管理

- 1 林業経営体等は、本事業の実施に際して得た個人情報について、次に掲げる事項に留意して、適切に取り扱う必要がある。
 - (1) 本人の同意を得ている用途及び本事業の実施に必要な用途以外に利用しないこと。
 - (2) 本事業の実施に真に必要な場合を除いて複製しないこと。
 - (3) 施錠管理できる場所で保管等により、個人情報の漏えい防止に努めること。
 - (4) 万が一、個人情報が漏えいした場合や、個人情報の不適切な取扱いが発覚した場合は、速やかに林野庁長官又は都道府県へ報告すること。
 - (5) 必要な用途への利用を終えた後、速やかに判読が不能な方法により破棄すること。
- 2 県は、林業経営体等に対し、本事業の実施に際して得た個人情報の管理状況について、随時報告を求めることができる。また、県は報告を受けた個人情報の管理状況の内容について、必要があると判断した場合には、関係する資料の提出の請求や現地調査を実施できるものとする。その際、林業経営体等は県の求めに応じて、調査等に協力するものとする。

様式第1号（第4条関係）

（元号） 年 月 日

様

住 所
名 称
代表者

（元号） 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費に係る応募申請書

年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業について、鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて応募申請します。

記

- 1 事業の見込み等
対象森林の概要（別紙1）
- 2 事業予定地の位置図（縮尺は1／50,000程度）

(別紙1) 対象森林の概要

様式第1号、様式第4及び様式第5号に添付

No.	森林経営計画作成者 (事業体) 名	森林経営計画 対象面積 (ha)	対象森林の所在地	森林所有者名	植替活動金	植替促進費	
					森林経営計画作成面積 のうち対象となるスギ 人工林伐採重点区域面 積 (ha)	① 伐採作業をチェーンソ ーで行う面積 (ha)	② ①以外の場合で、伐採 地の中心から集積地ま での距離が、2,000m以 上の場合の伐採面積 (ha)
合計							

※植替促進費の交付申請にあつては、別添の活動記録兼作業写真整理帳を作業箇所毎に作成し添付すること。

(別添)

(元号) 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業に係る活動記録兼作業写真整理帳

1 対象森林の所在地

(別紙1のNo.に該当する対象森林の所在地を記載)

No. ○○

2 作業内容

(チェーンソーにより伐採した場合は「チェーンソーによる伐採」、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合は「集積2,000m以上」を記載)

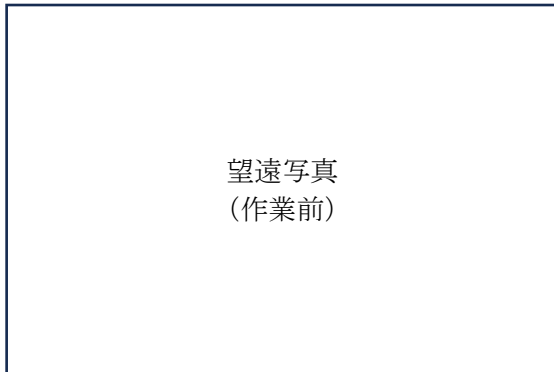
3 作業期間

自 年 月 日

至 年 月 日

※当該森林における作業期間を記載

4 作業状況の写真



※作業箇所ごとに別葉で整理すること。

※「植替促進費」の「チェーンソーによる伐採」の交付を受けない場合は、伐採作業写真、伐採後伐根写真の添付は不用

環境負荷低減チェックシート（花粉の少ない森林への転換促進）		
事業実施主体名		
提出時期	申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>
記入年月日	令和	年 月 日

	チェック	（1）適正な防除
①	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> 農薬の適正な使用・保管
②	<input type="checkbox"/>	※農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> 農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	（2）エネルギーの節約
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	（3）環境関係法令の遵守等
①	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
②	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
③	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
④	<input type="checkbox"/>	※機械等を扱う事業者である場合（該当しない <input type="checkbox"/> 機械等の適切な整備と管理に努める
⑤	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（1）又は（3）の④の※該当しない場合は、「該当しない」にチェックし、当該項目のチェック欄へのチェックは不要です。

様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業の応募申請書の審査結果について（通知）

年 月 日付けで提出された鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業の応募申請書について、審査結果を下記のとおり通知します。

（担当・連絡先）

記

[承認の場合]

- 1 審査結果
承認

[不承認の場合]

- 1 審査結果
不承認

- 2 理由

（元号） 年 月 日

様

住 所
名 称
代表者

（元号） 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費に係る変更承認申請書

年 月 日付をもって当該事業の承認通知があったこの事業について、下記のとおり変更したいので、鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

- （注） 1 変更計画の内容の記載は、様式第1号の別紙1により、変更前と変更後の内容を二段書き（上段変更前括弧書き、下段変更後）とすること。
2 補助事業を廃止しようとする場合にあっては、「変更」を「廃止」と置き換えること。
3 添付書類については、応募申請書に添付したもののうち、変更があったものに限り添付すること。

様式第5号（第8条関係）

（元号） 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業内訳書

1 事業実績

区分	事業内容	事業量 (ha)	事業費 (円)	補助金 (円)	備考
植替活動金	植替活動金の交付				12万円/ha
植替促進費	植替促進の交付				35万円/ha
					25万円/ha
	小計				
	合計				

2 事業完了年月日

年 月 日

3 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を備考欄に記載すること。

4 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をすること。

（添付書類）

①対象森林の概要（様式第1号の別紙1）

②その他必要に応じて提出を求められる資料

様

職 氏 名

（元号） 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付決及び交付額確定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定し、併せて規則第18条第1項の規定に基づきその額を確定したので、規則第8条第1項及び第18条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、「花粉の少ない森林への転換促進事業」とし、その内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。

なお、補助金の確定額は、交付決定額のとおりとする。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱のほか補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策地方公共団体事業費補助金交付等要綱（令和6年12月17日付6林整研第204号農林水産事務次官依命通知）及び花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領（令和7年12月16日付7林整森第202号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

（元号） 年 月 日

様

住 所
名 称
代表者

（元号） 年度鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費に係るに係る事業遂行状況報告書

年 月 日付をもって承認通知があったこの事業について、鳥取県花粉の少ない森林への転換促進事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、9月30日現在の事業遂行状況を下記のとおり報告します。

記

区分	総事業費	事業の遂行状況				備考
		9月30日までに 完了したもの		10月1日以降に 実施するもの		
		事業費	出来形率	事業費	事業完了予 定年月日	
植替活動金	円	円	%	円		
植替促進費						

- （注） 1 「植替活動金」及び「植替促進費」別に記載すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。